

どんな小さなことでもご相談ください。

相続税相談

知らないと損をする相続税

**相続税
無料相談**

- 相続税申告
- 不動産の活用
- 譲渡所得
など

大事な方のために
少しでも多く残したい。

所長：宮崎一博

宮崎一博税理士事務所

鹿児島県鹿児島市西陵3丁目20-14 ☎099-221-1580



経営力向上計画制度の活用促す 税制優遇措置や金融支援が適用



開業当初から、サラリーマンや年金所得者向けの相続税の無料セミナーや各種シニアフェアで相談に応じている。



宮崎一博税理士事務所
☎099-221-1580 ✉miyazaki6868@gmail.com
鹿児島県鹿児島市西陵3-20-14
<http://miyazaki-k.net/>



Profile

所長 宮崎一博 さん



九大理学部卒。同大大学院理学部修士課程修了。京セラの研究開発部門で電子部品の開発を行い、光プリンタヘッドで特許を取得。製鉄会社研究所を経て鹿児島に帰り、税理士事務所にて12年勤務、税理士資格を取得して独立開業。

銀行目線の財務分析で 精緻極める計画書作成

中小企業や小規模事業者の経営力向上を支援する制度ながら、十分に活用されていない中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」制度の活用を経営者に促し、事業所管大臣の認定を受けるのに必要な計画書の作成や申請手続きのサポートで実績を重ねているのが「宮崎一博税理士事務所」の所長宮崎一博さんだ。大学院でマイクロ波分光学を研究したという理系の思考回路を動員し、全国の銀行から集めた中小企業の財務データCRDを使った銀行目線の財務分析を基に作成する計画書は精緻を極める。

「経営力向上計画制度は、業種の特性を踏まえつつ顧客データの分析に通じた商品、サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資などによって経営力の向上を目指して実施する事業計画が国から認定を受けた事業者は、税制上の特典を活用したり、融資活用による資金繰り支援などを受けたりすることができる制度です。制度は、2016年から始まっていますが、2019年4月時点で計画を策定し認定を受けているのは中小企業の約2%に止まるといわれ、大多数の中小企業は各種特典の適用を受けていないというのが実情です」

特典の最大の目玉は、税制上の優遇措置という。 「中小企業が設備投資をする際、先進性を有している経営力向上に役立つものといった条件に該当する設備を導入することで特典を適用を受けることができます。特典の一つが固定資産税の軽減措置。企業が所有する機械装置や器具備品には固定資産税の二種である償却資産税が課税されますが、その償却資産税について3年間にわたって2分の1に軽減されます。もう一つが中小企業

経営強化税制の適用。青色申告書を提出する中小企業者が認定を受けた経営力向上計画に基づいて一定の設備を購入した場合には、設備取得と同時に全額を経費として計上することができます。即時償却が取得価額の10%相当額の税額控除を受けることができる税額控除かを選択適用をすることができま

す。即時償却を適用すれば、購入後すぐに全額が経費になるので、短期的には相当大きな節税効果が見込めるという。

(ライター/斎藤 悠)